

平成 28 年 1 月
東京電力株式会社

小売電気事業者各位

高圧 500 k W未満の検針日のご選択について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、小売全面自由化以降、高圧 500 k W未満の供給地点について、供給者変更の申込みを頂く際、「スイッチング支援システム」における「スイッチング開始受付画面」で、検針日をご選択（“繰上”・“分散”^(※)）頂けますが、弊社は託送システムの負荷軽減等の観点から、“分散”の検針日を推奨させて頂くことおよび対応可能上限数に達した場合、“繰上”の検針日をご選択頂くことができなくなることを平成 27 年 12 月 3 日に開催いたしました「小売全面自由化に向けた小売電気事業者様向け説明会」等でご連絡させて頂いております。

(※) “繰上”とは、毎月「1日」を、“分散”とは、「検針区域に応じて定めた毎月一定の日」を指します。

“繰上”の検針日をご選択頂くことができなくなる時期については、あらためてご案内する旨をお知らせしておりましたが、この度、例年のお申込み状況や小売電気事業者様側のシステム整備に相応の期間が必要であることなどを踏まえ、原則として、平成 29 年 1 月 1 日付け接続供給開始日分までは、“繰上”の検針日をご選択頂くことができることといたしましたので、ご連絡申し上げます。

平成 29 年 1 月 2 日付け接続供給開始日分以降については、“繰上”の検針日はご選択頂けず、“分散”の検針日によりお申込み頂くこととなりますので、何卒ご了承ください。

また、平成 28 年のお申込み状況が例年と比して著しく増加したときなどは、平成 28 年中に“繰上”の検針日をご選択頂くことができなくなる場合もございます。この場合、事前にご選択頂けなくなる時期をご案内いたします。

なお、原則として、平成 29 年 1 月 1 日付け接続供給開始日分までは、“繰上”の検針日をご選択頂くことができるものの、弊社としてはあくまで“分散”の検針日を推奨しておりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

<参考>

平成 28 年 3 月 31 日以前に託送供給を開始した地点については、平成 28 年 4 月 1 日以降も 1 日検針を継続することができます。